

【シンガポール】シンガポールにおける商標審査の作業マニュアル改定に関するパブリックコメントについて

2020年10月2日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、シンガポールにおける商標審査の作業マニュアル改定に関するパブリックコメントについてのお知らせです。

シンガポール知財庁（IPOS）は商標審査の作業マニュアル改定に関し、10月1日から12月1日までの間、パブコメを実施するとの回章を発表しました。今回の改定案では、商標登録の相対的拒絶理由の判断について、step-by-step アプローチを具体的に説明する改定が予定されています。また、著名な人、架空の人物、物語及び建物に関連する商標についての審査手順も明確化されている予定です。

コメントの提出は2020年12月1日まで可能ですが、詳細は下記 URL をご覧ください。

情報公開日

2020年10月1日

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/circulars/2020/tm-circular-no-11-of-2020.pdf>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。